

パソコン機器等の貸与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、研修宿泊施設東原庁舎（以下、「東原庁舎」という。）で管理しているパソコン機器等（以下、「備品」という。）を貸与するにあたっての必要な事項を定めるものとする。

(運営・管理)

第2条 備品の運営管理は公益財団法人孔子の里（以下、当財団）が行う。

(利用資格)

第3条 備品を利用できるものは、当財団が認めた法人・個人とする。

(利用料)

第4条 備品は無償で貸し出すものとする。

(利用申し込み)

第5条 備品を利用しようとするものは、事前に多久市東原庁舎使用許可申請書（当財団のホームページよりダウンロード可）を提出し、さらに多久市東原庁舎パソコン機器等利用申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(貸し出し・返却)

第6条 備品の貸し出し・返却は当財団にて行う。

2 貸し出し期間は、法人・個人が東原庁舎を利用する時間内とする。

3 利用者は、利用した備品を返却する際は、当財団から点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 公の秩序または、善良な風俗を害さないこと。

2 許可なく備品に別の機器を付加、改造、変更、インストールをしないこと。

3 貸し出しを受けてから当財団に返却するまでの期間、慎重に取り扱うこと。

4 貸し出した備品を利用目的以外に利用しないこと。

5 許可なく貸し出した備品を外部に持ち出さないこと。

6 備品を利用した、コンテンツ、データの違法コピーをしないこと。

7 備品を利用した、不法アクセス行為、ハッキング行為をしないこと。

8 利用時間は厳守すること。但し、当財団がやむを得ないと認めた場合に限り延長を認める。

9 貸し出した備品の周囲で、喫煙・飲食をしないこと。

(損害賠償)

第 8 条 利用した機器等を破損・紛失した場合は、ただちに申し出ること。故意または重大な過失により破損・紛失した場合には該当部分の弁償をしていただきます。その現物が製造中止など入手困難なものであれば、後継機種とされているものもしくはそれと同等のものを弁償していただきます。

(免責事項)

第 9 条 火災、停電、盗難、その他事故により、利用者、その関係者に被害が生じた場合、当財団は、その責任を負わない。

2 機器の故障、機器の不具合、部品等の不足により利用者に被害が生じた場合、当財団はその責任を負わない。

3 天変地異、交通機関のトラブル、電力供給停止、その他の不測の事態によって、予定の備品の利用ができない場合、その損害についての責任を負わない。

4 利用者の管理するデータ、ファイル・コンテンツなどの、バックアップ作業、消去作業は、利用者の責任においておこなってください。当財団は、これらデータ、ファイル・コンテンツなどの破壊、消失、流出について一切の責任を負わない。

(利用承認の取り消し)

第 10 条 本規定に反する行為をおこなった場合は、利用承認を取り消します。

2 本規定に反する行為をおこなった利用者、また関係者は、それ以後の利用を禁止する。